



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

オフィス石野

お問い合わせ [info@of-i.jp](mailto:info@of-i.jp)



052-211-5185



052-211-5186

名古屋市中区丸の内2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 7月1日より「改正育児・介護休業法」が全面施行！

### ◆未対応の場合は早急な対応を！

厚生労働省は、“男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方”の実現を目的とし、2009年に「育児・介護休業法」を改正。

これまで従業員数 100 人以下の中小零細企業については、短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、7月1日からはすべての企業が対象となります。未対応の企業は早急に対応が必要です。

### ◆7月1日から全面適用となる主な制度

全面適用となる主な制度は、次の通りです。

#### (1)「短時間勤務制度」

3歳までの子を養育する従業員に対しては、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

#### (2)「所定外労働の制限」

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

#### (3)「介護休暇」

家族の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合には、1日単位での休暇取得を許可しなければなりません。日数は、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日となります。

### ◆就業規則等の見直しが必要

7月1日から新たに対象となる企業については、あらかじめ就業規則等に上記の制度を定め、従業員に周知しなければなりません。

対応が済んでいない場合は施行日までに対応が必要ですので、ご注意ください。

## アルバイト・パート社員は仕事に何を求めている？

### ◆ “仕事探し”に関する意識調査

株式会社インテリジェンスが運営する求人情報サービス「an」は、アルバイト・パート社員の“仕事探し”に関する意識調査を昨年末に実施・発表しています。

この調査結果から、アルバイト・パート社員が仕事に対して一体何を求めているのかを探っていきます。

### ◆ 仕事探しを始めた理由

まず、アルバイト・パートで求職活動中の男女に、「仕事探しを始めた理由」を尋ねたところ、トップは「貯金を増やしたかった」（33.5％）で、「趣味に使うお金が欲しかった」（31.9％）、「生活費を補いたかった」（30.0％）などが続いています。

当然と言えば当然ですが、お金に関する理由が上位を占めています。

### ◆ 仕事を探す際に重視する点

次に、仕事を探す際に重視する点をそれぞれ「重視する」「やや重視する」「どちらでもない」「あまり重視しない」「重視しない」の5段階で評価してもらい「重視する」と回答した割合を属性別に見てみると、次の通りとなっています。

#### 【高校生】

- ・「勤務地が自宅から近い」（58.7％）
- ・「勤務地が学校や習い事の場所から近い」（34.7％）

#### 【大学生】

- ・「店長や社員の人の雰囲気が良い」（58.7％）
- ・「時間の融通が利く」（56.9％）

#### 【主婦】

- ・「長い期間働ける仕事である」（34.4％）
- ・「やりがいのある仕事である」（42.4％）

高校生は、勤務地から自宅や学校などの距離を重視しており、大学生は、働く人やシフトの柔軟性など働きやすい職場を求めている、主婦は、じっくりと腰を据えて働き続けられることや遣り甲斐を得られる職場を求めているようです。

## パート労働者の労働条件見直しの動き

### ◆来年の国会に改正案を提出

厚生労働省は「パート労働法」の一部を改正し、今後は有期雇用で働くパート労働者の待遇を正社員並みとする方針を示しています。

先日晒された「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の内容をベースとして、来年の通常国会へ改正案提出を予定しているようです。

### ◆パート労働者の現状

現在、雇用者の4人に1人以上がパート労働者であり、厚生労働省では、「パート労働という働き方の環境整備が必要であり、パート労働者の均衡待遇の確保を促進していくとともに、均等待遇を目指していくことが求められる」としています。

また、「短時間であることから働き方が多様となるパート労働者の待遇について、納得性を向上させ、あわせてパート労働者に対する継続的な能力形成も進めていく必要がある」としています。

### ◆報告書案の内容

現在示されている「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の主な内容は、次の通りです。

#### (1) パート労働者の均等・均衡待遇の確保

- ・職務内容が通常の労働者と同一で、人材活用の仕組みが通常の労働者と少なくとも一定期間同一であるパート労働者について、当該一定期間は、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとされている規定を削除することが適当。
- ・通勤手当は、パート労働法の均衡確保の努力義務の対象外として例示されているが、多様な性格を有していることから、一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当ではない旨を明らかにすることが適当。

#### (2) パートタイム労働者の雇用管理の改善

- ・パート労働者の「賃金に関する均衡」、「教育訓練の実施」、「福利厚生施設の利用」、「通常の労働者への転換」等に関し、パート労働者の雇入れ時等に、事業所で講じている措置の内容について、パート労働者に説明することが適当。
- ・パート労働者の苦情の対応のために担当者等を定めるとともに、パート労働者の雇入れ時等に周知を図ることが適当。

## 子どもを持つ女性の就労の“理想”と“現実”

### ◆1万組以上の夫婦が回答

内閣府が「都市と地方における子育て環境に関する調査」を実施、今年3月に発表。

この調査は、(1)子どもを持っている、(2)妻の年齢が「20歳～49歳」(3)第1子の年齢が「0歳～18歳」である夫婦を対象に、1万2,289組の夫婦が回答しています。

### ◆妻の「就労意欲」と「就労理由」

この調査で、妻に「就労意欲」について尋ねたところ、パートや正社員など就業形態は異なるものの、「今後何らかの形で働きたい」という人は86.0%で、「今後は(今後)働かない予定」という人は11.6%でした。

現在は就労していないが今後の就労を希望している妻の「就労理由」については、次の通りとなっていますが、上位4位まではお金に関する理由です。

- (1)「家計を補助するため」(71.8%)
- (2)「将来に備えて貯蓄をするため」(61.3%)
- (3)「生計を維持するため」(42.7%)
- (4)「自分の自由になるお金を得るため」(41.0%)
- (5)「いろいろな人や社会とのつながりを持ちたいから」(25.3%)

### ◆妊娠による働き方の転換

また、株式会社アイデムの人と仕事研究所から、「働き方に関するアンケート調査」の結果を分析した2012年版「パートタイマー白書」によると、この調査で、妊娠がわかった時に正社員として働いていた人に、「妊娠・出産・育児をきっかけに正社員以外の働き方に変えたことがあるか」を尋ねたところ、「正社員を継続した」人は53.8%、「正社員以外の働き方に変えた」人は46.2%でした。具体的にどのような働き方に変えたのかを見ると、「退職して無職(専業主婦)になった」という回答が79.2%に上っています。

ただ、一度離職してしまうと、職場復帰することや新しい仕事に就くことは難しいのが実情であり、働きたくても働けない女性が多いようです。

オフィス石野より一言：

あれよあれよ…という間に、7月になりました。改正育児介護休業法も中小企業の猶予措置がなくなり、いよいよ全面施行となります。

改正当初は、私自身が「中小企業に短時間制度や介護休暇なんて、厳しいなあ～」と思っていましたが、この2、3年の間に育児や介護を理由に仕事をどうしようか…と悩まれる方々が現実が増えてきていると実感するようになりました。

4つ目のテーマで取り上げたように、一度退職してしまうとその後が厳しいのも現実です。

できるだけ労使双方で、折り合いをつけつつ、今の職場で働くことができるよう、そのためのお手伝いをさせて頂きたいと思っています。必要な際はぜひお声がけください！！